

令和7年度

“赤い羽根”地域福祉活動立ち上げ助成事業 実施要領

(“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱)

1 趣旨

地域における福祉活動の推進を目的に、新たに立ち上げる地域福祉活動に対しその活動基盤を整備するためにかかる経費の助成を行うものとし、その助成に関しては“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 対象となる団体

三島市内において「地域福祉活動」に取り組む、次の(1)～(6)の要件を満たす団体。

- (1) 当該年度中に活動を開始する団体もしくは活動立ち上げ後1年未満の団体
- (2) 民間非営利の団体、ボランティアグループ
- (3) 継続的かつ計画的な活動を行う団体
- (4) 過去に当助成金の交付を受けていない団体
- (5) 当該年度に三島市社会福祉協議会による他の助成金を受けていない団体
- (6) その他、三島市社会福祉協議会会長が認める団体

※営利法人、宗教法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人は対象外

3 対象となる活動

地域福祉課題の解決を目指し、住民同士がつながり支え合う地域の実現を図ることを目的とした活動で、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 三島市内で行われ、地域の福祉向上を目的とした新規の活動であること
- (2) 地域住民が主体となって行う自主的な福祉活動であること
- (3) 主に高齢者、障がい者、こども、災害の分野に関わる活動であること
- (4) 事業計画に沿って適正に行われる事業であること
- (5) 参加費は無料又は実費程度であること
- (6) 営業、営利、勧誘等を目的としないこと
- (7) 政治及び宗教に係る活動を行わないこと
- (8) 法令及び公序良俗に違反しないこと

4 助成金の対象となる経費

別表1のとおり。

5 助成金の対象とならない経費

人件費や旅費、入場料、弁当代、その他経費として不適切であると本会が判断したもの。※飲み物、菓子などは利用者負担が原則となるが、特別な理由がある場合は必要な範囲で認める。

6 助成対象期間

令和7年度内で実施するもの

7 助成金

(1) 助成限度額は80,000円以内とする。

(2) 助成金申請額は、1,000円未満を切り捨てて申請すること。

8 申請期間

令和7年4月14日(月)から令和7年5月16日(金)までとする。

9 申請方法

申請団体の構成員は次項の必要書類を三島市社会福祉協議会事務局(三島市南本町20-30)へ直接提出する。※郵送や代理による申請は受付不可とする。

10 申請に必要な書類

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 団体構成員名簿(様式A-1)

(5) 会則(ある場合)、その他事業の内容を確認できる書類等

11 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成額を決定し、申請団体に結果を通知する。

12 実績報告

助成が決定した団体は、令和8年4月10日(金)までに下記の書類を提出しなければならない。

(1) 完了報告書(様式第6号)

(2) 実績報告書(様式第7号)

(3) 収支決算書(様式第8号)

※本会職員は必要に応じて助成が決定した団体の支出状況を確認する。

※助成が決定した団体は領収証等の根拠資料を必ず保存しておかなければならない。

13 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできない。

下記に当てはまる場合は、助成金全額を返還してもらう。

(1) 申請事業を中止した場合

(2) 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合(虚偽の申請または報告を行った場合)

(3) 助成金の不正利用(助成の目的に反する用途に使用した場合)

(4) 助成金で購入した備品等の譲渡、売却を行った場合

(5) その他、不適切と認められる事態が発生した場合

※ その他、経費が助成金額を下回っていた場合、差額を返還してもらう。

14 情報の公表

助成金を対象として行った活動は、本会広報紙及びホームページ等により広く公表する。

15 その他

本会職員は必要に応じて活動状況を確認するため活動場所を訪問する。

助成金は、予算の範囲以内での交付とする。